

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 地域政策課

許認可等の内容		市民交流センターの減免に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市市民交流センター条例第10条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	未設定だが、平日の職員の勤務時間内に申請した場合は、概ね1日
審 査 基 準	根拠条項	栃木市市民交流センター条例施行規則第6条
	参考事項	
	設定等年月日	令和元年6月26日設定 令和元年9月30日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市市民交流センター条例抜粋 (使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>栃木市市民交流センター条例施行規則 (使用料の減免)</p> <p>第6条 条例第10条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市が利用する場合は、全額免除とする。</p> <p>(2) 市内の保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、短期大学及び大学が利用する場合は、全額免除とする。</p> <p>(3) その他市長が特に必要があると認める場合は、市長が別に定める額とする。</p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、利用しようとする日の7日前までに栃木市市民交流センター利用承認申請書兼使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。</p>	